

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- 条例施行規程の一部を改正する規程
- 福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程
- 福島県政務調査費の交付に関する規程

福島県議会

福島県議会告示第一号

福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成十三年福島県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号(第6条関係)

政務調査費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

福島県議会議長

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

(閲覧者の氏名)

福島県政務調査費の交付に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり閲覧の請求をします。

収支報告書等の対象年度	
収支報告書等の公表の名称等	会派の名称 () 議員の氏名 ()

備考

- 1 議員を特定して請求する場合は、収支報告書等の会派の名称等の欄に議員の氏名を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に用いてください。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程(以下「改正前の規程」という。)(様式第五号による政務調査費収支報告書等閲覧請求書は、改正後の福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程様式第五号による政務調査費収支報告書等閲覧請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(総務課)

福島県議会告示第二号

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

福島県議会議長 遠藤 忠一

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程(平成十三年福島県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第十條中「(条例第三十一條第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

第十二條中「第三十四條」を「第三十三條」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第2条関係)

福島県議会議長

公文書開示請求書

年 月 日

(郵便番号

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先

(電話番号

)

福島県議会情報公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 ((1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付)

※ 以下の欄には、記入しないでください。

担当課	
開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県議会が保有する公文書の開

示等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県議会が保有する公文書の開示等に関する規程様式第一号による公文書開示請求書とみなす。

3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(総務課)